

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	医療政策課	整理番号	4
処分の種類	病院、診療所、助産所の開設許可の取消、閉鎖命令			
根拠法令条例等・条項	医療法第29条第1項、第2項			
処分の概要	病院、診療所、助産所の開設許可の取消、閉鎖命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 第29条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、病院、診療所若しくは助産所の開設の許可を取り消し、又はその開設者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる。</p> <p>一 開設の許可を受けた後、正当な理由がなく、六月以上その業務を開始しないとき。 二 病院、診療所(第八条の届出をして開設したものを除く。)又は助産所(同条の届出をして開設したものを除く。)が、休止した後、正当な理由がなく、一年以上業務を再開しないとき。 三 開設者が第六条の三第六項、第二十四条第一項、第二十四条の二第二項又は前条の規定に基づく命令又は処分に違反したとき。 四 開設者に犯罪又は医事に関する不正の行為があつたとき。</p> <p>2 都道府県知事は、第七条第二項又は第三項の規定による許可を受けた後、正当な理由がなく、六月以上当該許可に係る業務を開始しないときは、当該許可を取り消すことができる。</p>			
基準の制定根拠	—			